○総務省告示第二百十七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる処分について、同条の規定に基づき公示した事項に変更があったので、平成二十一年総務省告示第三百六十一号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十日

総務大臣　新藤　義孝

日欧協定の規定による登録の項(5)中「ＫＴＬ」を「TRaC Telecoms & Radio Ltd」に改め、同(5)イ中「Saxon Way, Priory Park West, Hull, HU13 9PB」を「Unit E South Orbital Trading Park Hedon Road Hull HU9 1NJ」に改める。

○法務省告示第百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月八日法務省告示第三百五十二号の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表株式会社大膳の項中「宮城県塩竈市新浜町一丁目十四番二十四号」を「宮城県塩竈市新浜町一丁目四十三番十一号」に改め、株式会社けんこう村の項中「宮城県塩竈市新浜町二丁目九番一号」に改め、株式会社かしわ台六丁目二番地二」に改め、株式会社マルナミフーズの項中「宮城県塩竈市新浜町三丁目八番九号」を「宮城県塩竈市新浜町一丁目十四番二十四号」に改める。

第三号中「平成二十二年七月八日から平成二十五年四月九日」を「平成二十五年五月十日から三年を経過する日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、自己検査用尿化学分析器及び自己検査用尿糖計について、その医療機器又はその直接の容器若しくは被包に高度管理医療機器である旨の表示のあるものについては、当該表示に関する限り、公布の日から起算して一年間は、同法第六十四条において準用する第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

平成二十五年五月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1の353及び354を次のように改める。

353及び354　削除

別表第2に次のように加える。

1794　単回使用注排用先丸針

1795　電子尿糖計

1796　自己検査用尿化学分析器

1797　自己検査用尿糖計

○厚生労働省告示第百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　健康保険組合の名称　ニトリ健康保険組合

（一）　事務所の所在地　東京都北区神谷三丁目六番地二十号

（二）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ニトリホールディングス　東京都北区　外五事業所

（三）　認可の年月日　平成二十五年三月二十六日

（四）　健康保険組合の名称　デル健康保険組合

二　（一）　事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番地五号

（二）　設立事業所の名称及び所在地　デル株式会社　神奈川県川崎市　外一事業所

（三）　認可の年月日　平成二十五年三月二十六日

三　（一）　健康保険組合の名称　カルビー健康保険組合

（二）　事務所の所在地　栃木県宇都宮市清原工業団地二十三番地七

（三）　設立事業所の名称及び所在地　カルビー株式会社　東京都千代田区　外八事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月二十六日

四　（一）　健康保険組合の名称　ジャパンディスプレイ健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番地五号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ジャパンディスプレイ　東京都港区　外二事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月二十六日

五　（一）　健康保険組合の名称　三浦グループ健康保険組合

（二）　事務所の所在地　愛媛県松山市堀江町七番地

（三）　設立事業所の名称及び所在地　三浦工業株式会社　愛媛県松山市　外十事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月二十六日

六　（一）　健康保険組合の名称　熊本銀行健康保険組合

（二）　事務所の所在地　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目三十一番八号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社熊本銀行　熊本県熊本市

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月二十六日

七　（一）　健康保険組合の名称　ＣＮＣグループ健康保険組合

（二）　事務所の所在地　京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町六百八十九番地

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社コスモネット　京都府京都市

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月二十六日

○厚生労働省告示第百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十五年五月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　（一）　健康保険組合の名称　栃木県石油業健康保険組合

（二）　事務所の所在地　栃木県宇都宮市本町十二番地十一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　栃木県宇都宮市　外百四十四事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月十八日

二　（一）　健康保険組合の名称　埼玉県石油業健康保険組合

（二）　事務所の所在地　埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目百七十二番地二

（三）　設立事業所の名称及び所在地　埼玉県石油業協同組合　埼玉県川越市　外百七十六事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月十八日

三　（一）　健康保険組合の名称　ジャパンパイルグループ健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都中央区日本橋浜町二丁目一番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　ジャパンパイル株式会社　東京都中央区　外一事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月十八日

四　（一）　健康保険組合の名称　山梨交通健康保険組合

（二）　事務所の所在地　山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　山梨交通株式会社　山梨県甲府市　外三事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月十八日

五　（一）　健康保険組合の名称　熱海市旅館健康保険組合

（二）　事務所の所在地　静岡県熱海市田原本町九番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　国際観光旅館連盟伊豆箱根支部　静岡県熱海市　外三十一事業所

（四）　認可の年月日　平成二十五年三月十八日